



生活困窮者に緊急支援を行い自立に導く 生活困窮者緊急支援事業を4月から始めます

生駒市社会福祉協議会は、生活保護まではいかないが緊急性の高い支援が必要な生活困窮者への物品等の支援や、就労活動を行うための交通費を支援する「生活困窮者緊急支援事業」を、平成31年4月1日から実施します。

生活困窮者自立相談支援事業の相談のなかで、「明日食べるものがなく所持金も数百円しかない」という、緊急的な支援が必要な相談への対応が課題になっています。その課題に対して、必要なときに物品提供等による支援が出来る事業を整えようと考え、今回の緊急支援事業を実施することになりました。

緊急支援事業を、支援を必要とする人にまずは物品による支援を通して信頼関係を構築し、根本的な課題の解決に向けた今後の支援につなげる糸口を作る役割にしていきたいと思えます。

■ 生活困窮者緊急支援事業

◇ 対象者

生活困窮者自立相談支援事業（生駒市くらしとしごと支援センター）の利用者のうち、他の制度では対応が困難な緊急に支援が必要と認める者

◇ 内容

(1) 緊急物品等の支給支援

緊急に必要な物品等（乳幼児のミルク、オムツ、防寒用の灯油など）の現物支給

(2) 緊急物品の貸与支援

緊急支援のために必要な機器等（カセットコンロ、暖房機器等）の貸与

(3) 求職活動等交通費支給支援

生活の立て直しに早急な就労活動が必要だが、そのための交通費を捻出することが困難な方に、ハローワークを含む職業紹介所、及び採用面接会場までの交通費の支給

◇ 財源 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）の配分金を活用します。

《参考》

□ 生駒市くらしとしごと支援センター

「手持ちのお金が少なく食べるものがない」「仕事がうまくみつからない」「20年以上引きこもっている」「お金がなくて病院にいけない」「仕事をしたいが自信がない」など、生活や仕事のことなどの困りごとの相談窓口です。本人の困りごとを整理し、自立に向かって少しずつステップアップしながら支援していきます。平成29年度は、136件の新規相談がありました。また、延べ1,469回の面談等の支援を行いました。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市社会福祉協議会（総務課長 宮西） ☎0743-75-0234